

■ 柏市住生活基本計画（改定） 策定スケジュール等

1. 改定の目的・位置づけ

（1）改定の目的

本市は、「住みたい 住み続けたい みんなにやさしいまち かしわ」を基本理念とした「柏市住生活基本計画」を平成 23 年 3 月に策定し、総合的に住宅施策を推進してきています。

この間、全国的には人口減少社会が進展する中で、本市は人口増加が続いていますが、今後人口が減少に転じることが予測されています。また、社会経済状況が大きく変化している中で、高齢化が急速に進展し、空き家の増加や東日本大震災をはじめとした大規模な災害の発生など、安全に安心して暮らせる住宅・住環境の整備は大きな課題となっています。

国は、平成 18 年に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）を、平成 23 年の改定を経て、平成 28 年 3 月に平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間として定めています。この計画では、新たに 3 つの視点から 8 つの目標を設定した新たな住宅政策の方向性が示されています。

千葉県は、「みんなでつくろう！ 元気なちばの豊かな住生活～次世代に引き継ぐ豊かな地域社会と住まいの実現～」を理念とする千葉県住生活基本計画を平成 29 年 3 月に改定しています。

本市においては、「柏市第五次総合計画」をはじめ、各部門の個別計画を策定・改定しています。

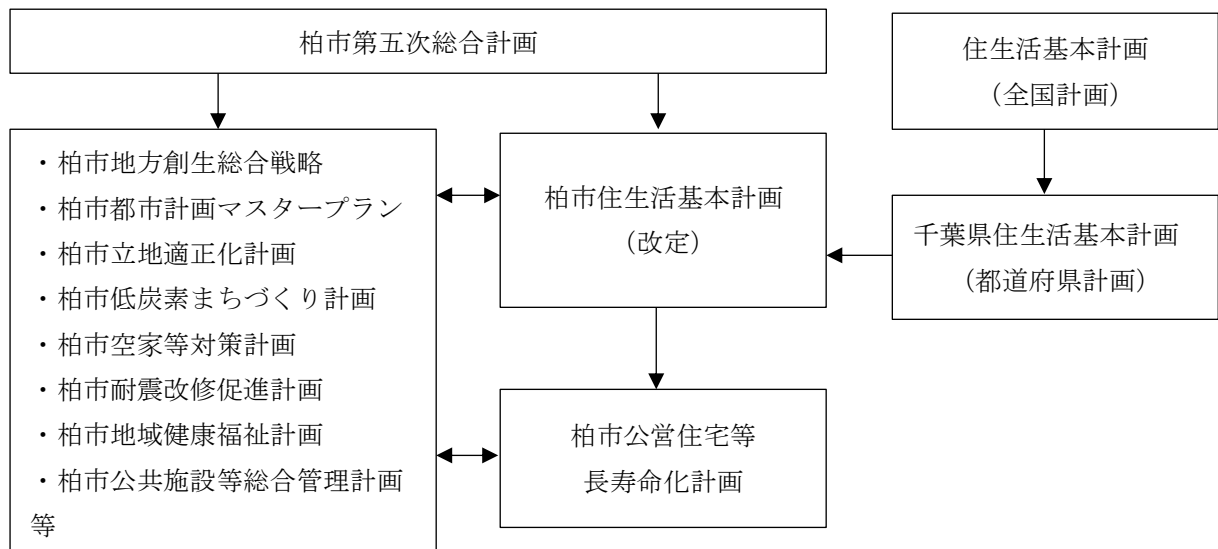
これらを背景として、福祉と連携した総合的な居住支援やまちづくりとの連携など、新たな住宅施策の推進が求められています。そのため、今後の住宅施策を総合的に推進していくために「柏市住生活基本計画」を改定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「柏市第五次総合計画」を上位計画とし、住宅・住生活に係わる基本的な考えを示すものとして、まちづくり、福祉、環境などの関連計画と連携を図りながら、住宅・住生活に係わる基本的な考え方を示すものです。

また、本計画は、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）及び千葉県住生活基本計画（都道府県計画）の内容を踏まえた計画としての性格も有しています。

■計画の位置づけ



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年を目途に中間見直しを行うなど、必要に応じて適切に対応していきます。

2. 策定スケジュール（案）

